

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年12月まで

昭和49年の第2回特例納付の際、役場から特例納付の勸奨を受けて36年4月から44年3月までの未納期間の国民年金保険料を納付したが、特例納付した期間のうち、申立期間については、厚生年金保険の脱退手当金を受給したため、保険料納付済期間に算入できないとして、平成9年1月に9,300円、13年10月に6万3,600円がそれぞれ還付された。

役場から特例納付の勸奨を受けて納付したのに、後になって納付済期間と認められないのは、納得いかない。還付金は返納するので、申立期間を納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、平成8年7月に厚生年金保険被保険者期間と国民年金被保険者期間を記録統合するまでは、国民年金の強制被保険者期間として記録され、第2回特例納付によって納付済みとされていたが、この記録統合によって、申立期間は、本来国民年金に加入することができない厚生年金保険被保険者との重複期間であることが判明したため、申立期間の保険料は9年1月(還付決議8年9月)及び13年10月(還付決議13年9月)に還付されている。

しかしながら、行政側に本来納付できない厚生年金保険被保険者期間を含む期間の特例納付の納付書を作成したという事務上の誤りがあり、このため、申立人が申立期間の保険料を納付し、これが長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである上、平成8年9月の還付決議の際、特例納付された期間であるにもかかわらず、誤って定額保険料のみを還付し、13年7月の裁定請求時まで、そのことが判明しなかったことからみて、8年9月当時、申立人に

十分な説明がなされたとは考え難い。

また、申立期間の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給済みであり、厚生年金保険の被保険者でなかったものとみなされることも踏まえ、年金裁定請求手続の中で申立人の被保険者期間を確認する過程で、制度上国民年金の被保険者となり得ないことを理由として申立期間の保険料を還付することは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から同年9月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、昭和61年4月から同年9月までの納付の事実が確認できなかったとの回答をもらったが納付できない。市役所から国民年金に加入して保険料を納付するように催促が来た。市役所へ行って加入手続をし、まとめて1年分の国民年金保険料として10万円位を社会保険事務所へ持って行き納付した。数万円を借りて納めたのでよく憶えている。1年分の保険料をやっと工面して納めたのに半分しか記録されていないのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間は、保険料を完納するなど、申立人の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、市役所からの国民年金への加入勧奨を受けて国民年金の加入手続を行い、まとめて1年分の国民年金保険料を直接社会保険事務所で納付したとしているところ、市及び社会保険庁の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年4月1日を資格取得日として62年4月ごろに払い出されていることが推認できることから、この時点では、申立期間の保険料については過年度納付が可能である。事実、市及び社会保険庁の記録では、申立期間直後の61年10月から62年3月までの保険料は過年度納付されていることを考慮すると、納付意識の高い申立人が、申立期間の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人が、さかのぼって納付したと記憶する国民年金保険料額（10万円位）は、実際の保険料額にほぼ一致している上、納付場所の記憶も具体的

かつ鮮明であるなど申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から37年4月まで
父が、私の国民年金の加入手続きを行い、昭和36年4月から結婚する同年10月ごろまで保険料を納付してくれた。結婚後の同年11月から37年4月までは、当時居住していた区役所の男性職員が毎月集金に来ており、納付すると国民年金手帳に検認印を押印してもらった記憶があり、その手帳はなくしてしまったが、未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、父親が国民年金の加入手続きを行ったとしているところ、事実、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の国民年金手帳記号番号は、結婚（昭和36年11月婚姻）前の昭和36年2月ごろに、当時、住んでいたA村（現在は、B市）において、兄、その配偶者及び妹と連番で払い出されていることが確認できることから、申立内容には信憑性が認められる。

また、結婚前は父親が兄夫婦、妹と一緒に申立人の保険料を納付したとしているところ、申立人の妹も、父親が家族の保険料を納付していたと証言している上、社会保険庁の記録により、申立期間については、国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の兄、その配偶者及び妹は納付済みであることが確認できることから、申立人の保険料のみ未納となっているのは不自然である。

さらに、申立期間のうち結婚後の期間について、申立人は、区役所の職員が集金時に国民年金手帳に検認印を押印していたとしているところ、当時、同区役所では区職員が集金し、国民年金手帳に印紙の貼付、検認印の押印などを行っていたことが確認できる上、申立人の夫が結婚後、義父から国民年金手帳が郵送されてきたと証言していることから、申立てに不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの期間及び53年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から47年3月まで
② 昭和48年10月から49年3月まで
③ 昭和53年1月から同年3月まで

昭和38年ごろ、町内会の方が家に来て、国民年金への加入を勧められ、夫には内緒で加入して保険料の納付を開始した。記憶ははっきりしないが、夫と私の国民年金保険料は、当時300円（一人150円）を毎月のように納めていたように思う。納付を開始してから納めなかった記憶も、市役所から保険料の未納分の督促を受けた覚えも無く、私の年金記録に未納があるのは、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③について、申立人は町内会の集金人を通じて、国民年金保険料を納付していたとしているところ、事実、市の回答により申立人が居住していた地域では、納付組織による国民年金保険料の収納が行われていたことが確認できるとともに、社会保険庁の記録により昭和47年4月以降の保険料は一貫して現年度納付されていることが確認できることから、少なくとも47年4月以降は、町内会を通じ毎月のように保険料を納付していたとする申立人の主張に信憑性が認められる。

また、申立期間は6か月及び3か月といずれも短期間であり、前後の期間は、保険料を納付済みである上、申立人が一緒に保険料を納付したとする夫も保険料を納付済であることから、申立人が自身の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人夫婦の市及び社会保険庁の納付記録については、昭和48年

10月から55年3月までの期間に不一致な点が認められるなど、行政側の記録管理が適切に行われなかったことがうかがわれる。

- 2 申立期間①について、申立人は町内会の集金人を通じて、国民年金保険料を納付していたとしているが、申立期間直前の45年1月から同年9月までの保険料は、過年度納付されていることが確認できるなど、納付に関する申立人の記憶が曖昧であり、申立人の夫も、既に他界しているため、保険料納付状況が不明である。

また、申立人と一緒に納付したとする申立人の夫も申立期間の国民年金保険料は未納である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から同年 9 月まで
昭和 61 年 7 月ごろ、夫が 60 歳になり、国民年金の保険料納付が終わったのを契機に私が町役場に行き国民年金に加入した。
町内に納付組織がなかったため、自分が町役場に行き保険料を納付したのに、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回かつ 3 か月と短期間であり、申立期間以後の国民年金加入期間は未納がなく、厚生年金の受給権のある申立人の夫も国民年金に任意加入し、付加年金にも加入するなど、申立人及び夫の保険料納付に対する意識は高かったものと認められる。

また、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、資格取得時の昭和 61 年 7 月ごろに払い出されたと推認できることから、この時点では、申立期間は保険料の現年度納付が可能であるとともに、申立期間直後の同年 10 月の保険料は同年 10 月 24 日に納付されていることが確認できることから、納付意識の高い申立人が国民年金加入直後の国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人の国民年金加入の動機及び保険料納付状況の記憶は具体的かつ鮮明であり、不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B所における資格取得日に係る記録を昭和20年2月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を40円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年2月10日から同年4月1日まで

A社では昭和19年4月に入社後、各事業所への転勤はあったが、平成元年4月に退職するまで継続して勤務していた。従業員台帳にも昭和20年2月10日からC所D場（厚生年金保険の適用はB所（現在は、E社F本部B所））に勤務し、その後、21年5月26日からG所に勤務した旨が記載されている。A社に勤務していた全期間のうち、申立期間だけが厚生年金保険の加入期間になっていないのは納得がいかないので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた従業員台帳及び資格台帳の写し並びに事業所が保管していた申立人の勤務経歴の記録により、申立人がA社C所D場に継続して勤務し（昭和20年2月10日に同社G所から同社C所D場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年4月における申立人に係る社会保険事務所の記録から、40円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「申立人が保管していた従業員台帳の写しは事業所から渡したものであり、申立人が厚生年金保険に加入するべき社員であったことは間違いなく、申立人

の保険料を納付したはずである。」としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

新潟国民年金 事案 648

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から44年3月まで
勤務先を退職し、家業の砂利運搬業に勤めた際、将来のことを考えて父親が国民年金加入手続を行い、保険料を納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人が加入手続及び保険料納付を行ったと主張する申立人の父も既に他界しているため、加入状況及び保険料納付状況が不明である。

また、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年4月1日を資格取得日として、同年以降に、その妹と連番で払い出され、申立期間は未加入期間とされているところから、納付書が発行されず、保険料の納付はできなかつたと推認される。

さらに、関連資料として申立人から提出された申立人の父の確定申告書控（昭和40年から47年までの申告分）によれば、二人分の国民年金保険料が納付されたことが確認できるものの、この期間は申立人の父母が保険料を納付していた期間であり、事実、社会保険庁の記録により、申立人の父母の保険料が納付済みであることが確認できることから、申立人の父が申立期間における申立人の保険料を納付していたとは推認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 649

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで
国民年金保険料納付記録を照会したところ、昭和36年4月から39年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらったが納得できない。昭和36年1月末ごろ、町内で国民年金加入を勧める回覧板がまわって来た。2月初旬ごろに市役所へ出向いて年金の話を聞き、2月20日ごろに昭和36年度から38年度までの3年間の保険料として1万800円を市役所へ持参して納付した。領収書や年金手帳は後で送られてくるということであったが、送られて来なかったので2度ほど掛け合ったが、結局もらえなかった。この期間の加入と納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年2月ごろに国民年金保険料として昭和36年度から38年度までの3か年分の保険料として1万800円を前納したと主張しているが、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は46年10月に払い出されていることが確認できる上、申立人の記憶している保険料納付額は、申立期間当時、申立人が前納制度を利用して3か年分の保険料として納付すべき保険料納付額3,510円と大きく乖離^{かいり}している。

また、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 650

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から40年3月まで
国民年金保険料については、亡き父親が生前にすべて納付したと話していた。両親は共に年金の重要性を認識しており、当時勤めていたA商店が昭和40年4月に厚生年金保険の新規適用事業所になるまで国民年金に加入し、保険料を納付したはずで、未加入期間があるのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする父親も既に他界しているため、国民年金加入状況及び保険料納付状況が不明である。

また、当時申立人が居住していた地域を管轄する社会保険事務所が保管する国民年金被保険者記号番号払出簿の縦覧（昭和37年12月から40年3月までの期間）、及び氏名検索によっても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間当時勤めていた事業所の事業主及び同僚からも、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前に、申立人が国民年金に加入していた事をうかがわせる証言は得られない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、当時同居していた姉（三女）は多忙のため連絡がつかず、上の姉（二女）からも、申立人の保険料納付に直接関与していないため、申立人の申立期間における保険料納付についての具体的な証言は得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から50年6月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から50年6月まで
申立期間は、厚生年金保険に加入していたが、義父が私の国民年金の保険料納付を行っていたため重複納付となった。社会保険庁の記録では申立期間の国民年金保険料が還付されたことになっているが、還付金を受け取った記憶が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険の被保険者加入記録及び申立人の所持する国民年金手帳の記載から、申立期間は厚生年金保険に加入している期間であるとされており、A町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿でも申立期間の国民年金保険料の納付が確認できることから、申立期間に納付された保険料が重複納付によって還付されたことに不自然さはみられない。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳には、還付対象期間、還付金額、還付処理日が明確に記載されており、この記載内容に不合理な点はなく、旧A町の国民年金被保険者名簿の記録とも一致している。

さらに、申立人自身は国民年金保険料の納付及び還付に関与しておらず、申立人の主張以外に国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から39年3月まで
私の国民年金については、昭和37年ごろ、父親がA市役所本庁で加入手続を行い、保険料についてはB銀行に預けた預金の利息から納付していたはずである。

昭和37年ごろは桐材加工業を営んでおり、桐材組合において協同で農林漁業基金に加入し、銀行から受けた20万円の融資額のうち、15万円を運転資金とし、残りの5万円を銀行の預金口座に預け、その利息で保険料を納入していたように記憶している。申立てに当たり、B銀行に電話で確認したところ、取引状況は確認できないものの、林業基金からの貸出事実はあり、当時、銀行窓口では国民年金の納入もやっていたかもしれないと言われた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人が加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の父は既に他界しているため、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年9月に払い出されており、この時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であるものの、特殊台帳の納付記録欄には申立期間は時効消滅の印が押されているとともに、A市の納付記録からも過年度納付した形跡は見当たらない。

さらに、A市は、銀行窓口での国民年金保険料の収納事務を開始したのは昭和51年4月以降であると回答しており、申立人が主張する納付方法によっては、保険料納付ができなかったものと推認できる。

加えて、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡が見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から52年9月まで
申立期間当時は、父、母、私の3人分を3か月ごとに集金人に納入していたにもかかわらず、私の分の昭和43年3月から52年9月までの国民年金保険料が未納になっていることに納得がいかない。
昭和52年度から54年度までの保険料が、まとめて納付したことになるが、私自身に記憶が無く、誰が納付したのかわからない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金の手續に直接関与しておらず、申立人が国民年金の加入手續及び保険料の納付を行っていたと主張しているその母も既に他界しているため、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年10月ごろに払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間については時効により保険料を納付することができない上、申立人にはまとめて保険料を納付した記憶も無い。

さらに、申立人の居住していた地区の集金人の納付記録簿により、申立人が国民年金に加入した時期は、昭和54年10月であったことが確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡が見当たらない。

加えて、申立人から提出されたその父の確定申告書控（昭和43年分）に記載された社会保険料控除額（国民年金分）からは、社会保険庁の記録により納付が確認できる申立人の父母の保険料相当額は確認できるものの、申立人の保険料をその父と一緒に納付したことをうかがわせる形跡が見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 654

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から45年9月まで

私は、夫が厚生年金保険に加入していたが、将来を考えて国民年金に任意加入した。申立期間のころは、国民年金保険料は月額250円で3か月ごとに750円を集金に来た町内の婦人会の人に納付していた。保険料と引換えに縦3ないし4センチ、横7ないし8センチの横長の国民年金保険料預り証を受け取ったことを憶えている。私の保険料を集金していたという婦人会の人の証言もある。

国民年金に加入したころの保険料は月額200円であった記憶があるが、最初に交付された国民年金手帳には、発行日は昭和44年4月1日の印があるので、少なくともそれ以降の保険料は納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、将来を考えて国民年金に任意加入したとしているところ、事実、市及び社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年10月20日を資格取得日として、同年10月ごろ払い出されていることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、保険料の納付ができなかったものと推認される。

また、申立人は昭和44年4月1日発行の印のある国民年金手帳を所持しているが、当該国民年金手帳の交付時期について、申立人の夫による参考人意見聴取において、夫は申立人が45年10月にA市役所窓口にて交付を受けたはずであると陳述している上、氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡が見当たらない。

さらに、申立人は当時集金していた婦人会の人の証言もあるとしているが、当該集金人は、集金していたことがあるとしているものの、申立期間においても集金していたかどうかは定かではないと証言している上、申立人が申立期間に保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 655

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から50年3月まで
昭和36年春ころ、同じ町内の方で元町役場職員の集金人が国民年金の加入勧奨にこられ、夫の会社の同僚に相談したら加入したと言ったので、私も加入し同集金人に集金をお願いした。

毎月集金に来てもらい、納付後領収書をもらった。領収書は葉書より少し大きく、色は薄い水色で、厚さは薄いものだった。

申立期間の国民年金保険料を、集金人に納付していたことは間違いなく、未納であることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市(旧B町)保管の国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和35年10月1日に強制加入者として資格取得し、36年8月1日に資格を喪失した後、50年4月1日に任意加入していることが確認できるとともに、夫は厚生年金保険に加入していたことから、申立期間は任意未加入期間であり、納付書が発付されず、保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 25 日から 35 年 4 月 30 日まで

私は、昭和 28 年 7 月 1 日から 35 年 4 月 30 日まで A 社に勤務したが、社会保険事務所に被保険者期間の記録を照会したところ、31 年 3 月 25 日から 35 年 4 月 30 日まで加入記録が無い旨の回答を得た。

給与明細書等の資料は無いが、勤務している間、給与から厚生年金保険料を控除されていたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、申立人が申立期間中のいずれかにおいて A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所の申立期間に係る被保険者名簿に申立人の氏名が無い上、同名簿において健康保険の整理番号の欠番も見られないことから、申立人の記録が失われたものとは考え難い。

また、申立人は申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、事業主は申立期間の厚生年金保険に係る資料及び勤務実態を確認できる資料を保有しておらず、申立てどおりの届出をしたかは不明としている。

加えて、申立期間において当該事業所には、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の提出機会が 4 回あったことになるが、すべての提出機会において申立人が厚生年金保険の被保険者でないことに気づかぬまま申立期間に係る厚生年金保険料を控除し続けていたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月から 36 年 3 月まで

A村の工事現場で、夏・冬問わずB社の手元・助手として夏場は測量助手、見張りでの内務、冬場は本部での内務事務員として常備で働いていたが、厚生年金保険が未加入となっている。申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言及び申立人が従事した仕事内容を鮮明に記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間においてB社C所の工事に携わっていたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所の申立期間における被保険者名簿には申立人の氏名が無い上、同名簿において健康保険の整理番号の欠番も見られないことから、申立人の記録が失われたものとは考え難い。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人が所属していたとする当該事業所の下請会社は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、申立人と同時期に勤務したとする元同僚も当該事業所における厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、B社も当時の資料が無いため不明としていることから、申立てに係る事実が確認できない。

加えて、申立人は、申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月1日から29年4月1日まで

私は、昭和24年4月から40年1月30日まで勤務していた。A社とB社は同一法人で商号変更しただけであり、25年ごろ市立学校の跡地を購入して数年の間、当地で営業していたことを覚えている。

昭和25年5月1日から29年4月1日までの間も継続して勤務していたので厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間のいずれかの期間において、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録では、当該事業所は昭和25年11月20日に全員資格喪失の後、29年4月1日に再度厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のほとんどは、厚生年金保険の適用事業所に該当しないことが確認できるほか、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立期間当初から厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなるまでの間に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

また、元同僚から厚生年金保険の適用事業所となっていない期間において、厚生年金保険料を給与から控除されていなかったとの証言がある上、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、当該事業所は既に全員資格喪失しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 28 年 11 月 1 日まで

昭和 19 年 10 月 1 日から 28 年 11 月 1 日までの間、A 社 B 支店に勤務し厚生年金保険に加入していた期間が、脱退手当金として支払われているとのことだが、請求及び領収した記憶が無いので調査を依頼する。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長女が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁保管の被保険者台帳には、脱退手当金算定のために必要となる標準報酬月額等を、当該脱退手当金の裁定庁へ回答したこと及び脱退手当金の支給記録が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A 社 B 支店において脱退手当金の支給記録がある者は、退職時に脱退手当金の説明を受け、脱退手当金の請求手続きは会社が代行してくれたと証言している上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

さらに、申立期間と、申立期間の 7 年後に同一事業所で資格取得した期間における申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号となっており、脱退手当金を受給したために別の番号が払い出されたものとするのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 8 月 5 日から 22 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 21 年 7 月 25 日に復員し、同年 8 月 5 日に A 社（現在は、B 社。）C 支店に出社して復職した。入社日から 22 年 6 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 C 支店が保管していた社員名簿及び元同僚の証言により、申立人が申立期間から当該事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、昭和 19 年 10 月から申立人を含む複数の者が厚生年金保険の被保険者資格を取得した 22 年 6 月 1 日までの間は、当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した者はいないことが確認できる。

また、申立人は、申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、当該事業所は、当時の資料が無いため不明と回答しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿では、昭和 21 年 4 月 25 日付けで同時に 10 人が被保険者資格を喪失しているところ、そのうちの 9 人及び同年 4 月 25 日以前に応召等で資格喪失している者（申立人を含む。）並びに新入社員の計 17 人が、22 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。